

千葉県・東京都踏切道改良協議会合同会議

日時：令和5年2月2日(木)14:00 ～15:00

場所：WEB 開催

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(1)千葉県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について
東京都踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について

(2)道路の移動円滑化について

I .道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会の状況

II .踏切安全対策の取組(江戸川区)

(3)第 4 種踏切道の統廃合の促進及び保安度向上対策

(4)未指定のカルテ踏切における審議について

(5)質疑応答

3. 閉会

○添付資料

資料1—1 千葉県踏切道改良協議会合同会議設置要綱(案)

資料1—2 東京都踏切道改良協議会合同会議設置要綱(案)

資料2—1 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

資料2—2 踏切安全対策の取組(江戸川区)

資料3 第4種踏切道の統廃合の促進及び保安度向上対策

資料4 未指定のカルテ踏切における審議について

千葉県踏切道改良協議会合同会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 千葉県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、千葉県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他千葉県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4） 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5） [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6） 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省関東運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため千葉県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び関東運輸局鉄道部計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年 月 日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
国道16号	H29. 1. 27	国土交通省	京葉臨海鉄道
第一鎌取	R3. 4. 13	千葉市	東日本旅客鉄道
花立、京成幕張本郷第1号	H6. 7. 28	千葉市	東日本旅客鉄道、京成電鉄
京成幕張第2号	H29. 1. 27	千葉市	京成電鉄
大広		千葉市	東日本旅客鉄道
八幡台	R4. 1. 21	千葉市	東日本旅客鉄道
製粉前		銚子市	東日本旅客鉄道
本城西		銚子市	東日本旅客鉄道
京成八幡第1号		千葉県	京成電鉄
京成八幡第9号		市川市	京成電鉄
国府台第2号		市川市	京成電鉄
国府台第3号		市川市	京成電鉄
国府台第5号		市川市	京成電鉄
菅野第5号		市川市	京成電鉄
海神第1号		船橋市	京成電鉄
鎌ヶ谷大仏3号		船橋市	新京成電鉄
京成西船第2号	R4. 12. 16	船橋市	京成電鉄
京成中山第1号		船橋市	京成電鉄
高根公団2号		船橋市	新京成電鉄
高根公団3号		船橋市	新京成電鉄
高根本戸3号		船橋市	新京成電鉄
三咲1号		千葉県	新京成電鉄
習志野1号		船橋市	新京成電鉄
船橋競馬場第3号		船橋市	京成電鉄
前原3号		千葉県	新京成電鉄
前原6号		千葉県	新京成電鉄
北習志野1号		船橋市	新京成電鉄
薬園台1号		船橋市	新京成電鉄
薬園台6号		船橋市	新京成電鉄
みのり台1号		松戸市	新京成電鉄
松戸新田1号		松戸市	新京成電鉄

第5号の2		松戸市	流鉄
野田線第270号		千葉県	東武鉄道
野田線第148号		野田市	東武鉄道
野田線第179号	H30. 1. 19	野田市	東武鉄道
野田線第184号	H29. 1. 27	野田市	東武鉄道
川代		茂原市	東日本旅客鉄道
中曽根		茂原市	東日本旅客鉄道
本宿下	R3. 4. 13	茂原市	東日本旅客鉄道
古葉師	R3. 4. 13	成田市	東日本旅客鉄道
七栄県道	R3. 4. 13	成田市	東日本旅客鉄道
京成臼井第01号		千葉県	京成電鉄
勝田台第6号		佐倉市	京成電鉄
台方	R3. 4. 13	東金市	東日本旅客鉄道
第三東金街道		東金市	東日本旅客鉄道
干潟	R3. 4. 13	千葉県	東日本旅客鉄道
京成大久保第1号		習志野市	京成電鉄
京成大久保第5号		千葉県	京成電鉄
京成津田沼第1号		習志野市	京成電鉄
京成津田沼第2号		習志野市	京成電鉄
実籾第1号		千葉県	京成電鉄
前原8号		習志野市	新京成電鉄
谷津第1号		習志野市	京成電鉄
谷津第5号		千葉県	京成電鉄、新京成電鉄
野田線第224号		柏市	東武鉄道
野田線第258号		柏市	東武鉄道
野田線第262号		柏市	東武鉄道
第二菊間道	H29. 1. 27	千葉県	東日本旅客鉄道
野田線第210号		千葉県	東武鉄道
八千代台第4号		千葉県	京成電鉄
向口		我孫子市	東日本旅客鉄道
くぬぎ山1号	H29. 1. 27	千葉県	新京成電鉄
初富7号		千葉県	新京成電鉄
小堤		四街道市	東日本旅客鉄道
柳町		袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道
八街街道		千葉県	東日本旅客鉄道
八街銚子街道		千葉県	東日本旅客鉄道

諏訪前	H30. 1. 19	千葉県	東日本旅客鉄道
神門県道		千葉県	東日本旅客鉄道
鬼越第6号	R3. 4. 13	千葉県	京成電鉄
下沖田	R3. 4. 13	市原市	小湊鐵道
鎌ヶ谷大仏 1 号	R3. 4. 13	鎌ヶ谷市	新京成電鉄
第三千倉街道	R3. 4. 13	千葉県	東日本旅客鉄道
郡県道	R3. 4. 13	千葉県	東日本旅客鉄道
九十九里街道	H30. 1. 19	千葉県	東日本旅客鉄道
実籾第4号	R3. 4. 13	千葉県	京成電鉄
鬼越第6号	R3. 4. 13	千葉県	京成電鉄
中広	R2. 6. 24	千葉市	東日本旅客鉄道
生浜	R3. 4. 13	千葉市	東日本旅客鉄道
鎌ヶ谷大仏 3 号	R4. 12. 16	船橋市	新京成電鉄

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
浅間台	R3. 6. 30	千葉県	銚子電気鉄道
京成八幡第1号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
鬼越第6号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
第13号	R3. 6. 30	千葉県	流鉄
京成臼井第01号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
京成臼井第8号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
京成大久保第5号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
実籾第1号	R3. 6. 30	千葉県	京成電鉄
海士有木	R4. 7. 29	千葉県	小湊鉄道
二日市場2号	R4. 7. 29	千葉県	小湊鉄道
上宿2号	R4. 7. 29	千葉県	小湊鉄道
中谷原2号	R4. 7. 29	千葉県	小湊鉄道
第一大多喜街道	R4. 7. 29	千葉県	いすみ鉄道
第二大多喜街道	R4. 7. 29	千葉県	いすみ鉄道
荻谷	R4. 7. 29	いすみ市	いすみ鉄道
第三大多喜街道	R4. 7. 29	千葉県	いすみ鉄道
房総街道	R4. 7. 29	いすみ市	いすみ鉄道
老川県道	R4. 7. 29	千葉県	小湊鉄道
勝浦街道	R4. 7. 29	千葉県	いすみ鉄道

千葉県踏切道改良協議会合同会議構成組織

	構成員
議長	国土交通省 関東地方整備局
副議長	国土交通省 関東運輸局
道 路 管 理 者	千葉県
	千葉市
	銚子市
	市川市
	船橋市
	松戸市
	野田市
	茂原市
	佐倉市
	東金市
	習志野市
	柏市
	我孫子市
	成田市
	四街道市
	袖ヶ浦市
	鎌ヶ谷市
	市原市
	いすみ市
	千葉国道事務所
鉄 道 事 業 者	東日本旅客鉄道(株)
	日本貨物鉄道(株)
	東武鉄道(株)
	京成電鉄(株)
	新京成電鉄(株)
	流鉄(株)
	銚子電鉄(株)
	小湊鐵道(株)
	いすみ鉄道(株)
	京葉臨海鐵道(株)
オブ ザ ー バ ー	関東地方整備局 建政部 都市整備課
事 務 局	関東地方整備局 道路部 地域道路課
	関東運輸局 鉄道部 計画課

東京都踏切道改良協議会合同会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 東京都踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、東京都の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他東京都内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4） 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5） [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6） 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省関東運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため東京都踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び関東運輸局鉄道部計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年 月 日から施行する。

別表 課題のある踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
下落合第1号		新宿区	西武鉄道（株）
下落合第3号		新宿区	西武鉄道（株）
下落合第5号		新宿区	西武鉄道（株）
下落合第6号		新宿区	西武鉄道（株）
下落合第7号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第2号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第3号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第5号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第6号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第8号		新宿区	西武鉄道（株）
高田馬場第9号		新宿区	西武鉄道（株）
中井第1号		新宿区	西武鉄道（株）
中井第2号		新宿区	西武鉄道（株）
中井第4号		新宿区	西武鉄道（株）
伊勢崎線第17号		東京都	東武鉄道（株）
伊勢崎線第2号	H29. 1. 27	墨田区	東武鉄道（株）
押上第1号		墨田区	京成電鉄（株）
亀戸線第10号		東京都	東武鉄道（株）
荏原中延2号		品川区	東急電鉄（株）
荏原町1号		品川区	東急電鉄（株）
荏原町2号		品川区	東急電鉄（株）
下神明1号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）
下神明2号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）
下村		品川区	東日本旅客鉄道（株）
旗の台1号		品川区	東急電鉄（株）
原		品川区	東日本旅客鉄道（株）
戸越銀座1号		品川区	東急電鉄（株）
戸越公園1号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）
戸越公園2号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）
戸越公園3号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）
戸越公園4号	R3. 4. 13	品川区	東急電鉄（株）

住吉	H19. 4. 27	東京都	東日本旅客鉄道（株）
大崎広小路2号		品川区	東急電鉄（株）
中延1号		品川区	東急電鉄（株）
中延2号		品川区	東急電鉄（株）
品川第1	H29. 1. 27	品川区	京浜急行電鉄（株）
品川第2	H29. 1. 27	品川区	京浜急行電鉄（株）
品川道		品川区	東日本旅客鉄道（株）
北品川第1	H29. 1. 27	品川区	京浜急行電鉄（株）
駒場東大前1号		目黒区	京王電鉄（株）
自由が丘1号		目黒区	東急電鉄（株）
神泉2号		目黒区	京王電鉄（株）
大岡山1号		目黒区	東急電鉄（株）
都立大学1号		目黒区	東急電鉄（株）
都立大学2号		目黒区	東急電鉄（株）
都立大学3号		目黒区	東急電鉄（株）
都立大学4号		目黒区	東急電鉄（株）
都立大学5号		東京都	東急電鉄（株）
緑が丘2号		目黒区	東急電鉄（株）
緑が丘3号		目黒区	東急電鉄（株）
緑が丘4号		東京都	東急電鉄（株）
緑が丘5号		目黒区	東急電鉄（株）
鵜の木1号		大田区	東急電鉄（株）
下丸子1号	H29. 1. 27	大田区	東急電鉄（株）
下丸子2号	H29. 1. 27	東京都	東急電鉄（株）
下丸子4号		大田区	東急電鉄（株）
学校		大田区	東日本旅客鉄道（株）
旗の台3号		大田区	東急電鉄（株）
宮前		大田区	東日本旅客鉄道（株）
穴守稲荷第1		大田区	京浜急行電鉄（株）
御園		大田区	東日本旅客鉄道（株）
御嶽山6号		大田区	東急電鉄（株）
雑色		大田区	東日本旅客鉄道（株）
山谷道		大田区	東日本旅客鉄道（株）
小竹		大田区	東日本旅客鉄道（株）
上仲		大田区	東日本旅客鉄道（株）
新井宿		大田区	東日本旅客鉄道（株）
新田		大田区	東日本旅客鉄道（株）

石川台1号		大田区	東急電鉄（株）
雪が谷大塚1号		大田区	東急電鉄（株）
雪が谷大塚2号		大田区	東急電鉄（株）
雪が谷大塚5号		大田区	東急電鉄（株）
千鳥町1号		大田区	東急電鉄（株）
千鳥町5号		大田区	東急電鉄（株）
洗足池2号	R4. 12. 16	大田区	東急電鉄（株）
霜田		大田区	東日本旅客鉄道（株）
多摩川12号		東京都	東急電鉄（株）
大倉		大田区	東日本旅客鉄道（株）
池上10号		東京都	東急電鉄（株）
池上1号		大田区	東急電鉄（株）
長原2号		大田区	東急電鉄（株）
堤方		大田区	東日本旅客鉄道（株）
武蔵新田3号		大田区	東急電鉄（株）
矢口渡3号		東京都	東急電鉄（株）
矢口渡6号		大田区	東急電鉄（株）
矢口渡7号		大田区	東急電鉄（株）
蓮沼1号		大田区	東急電鉄（株）
蓮沼2号		大田区	東急電鉄（株）
蓮沼3号		大田区	東急電鉄（株）
蓮沼4号		大田区	東急電鉄（株）
鵜の木2号	R4. 12. 16	大田区	東急電鉄（株）
千鳥町2号	R4. 12. 16	大田区	東急電鉄（株）
多摩川1号	R4. 12. 16	大田区	東急電鉄（株）
沼部1号	R4. 12. 16	大田区	東急電鉄（株）
芦花公園1号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
芦花公園3号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
芦花公園4号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
芦花公園5号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
奥沢1号		東京都	東急電鉄（株）
下高井戸1号	H28. 4. 12	東京都	京王電鉄（株）
下高井戸5号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
下北沢1号		世田谷区	京王電鉄（株）
下北沢2号		世田谷区	京王電鉄（株）
宮の坂1号		世田谷区	東急電鉄（株）
宮の坂6号		世田谷区	東急電鉄（株）
九品仏1号		世田谷区	東急電鉄（株）
九品仏3号		世田谷区	東急電鉄（株）
九品仏4号		世田谷区	東急電鉄（株）
駒場東大前4号		世田谷区	京王電鉄（株）
桜上水3号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
桜上水5号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
山下3号		東京都	東急電鉄（株）
山下5号		世田谷区	東急電鉄（株）

自由が丘1号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘2号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘2号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘3号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘4号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘5号		世田谷区	東急電鉄（株）
自由が丘6号		世田谷区	東急電鉄（株）
若林4号		世田谷区	東急電鉄（株）
松陰神社前2号		世田谷区	東急電鉄（株）
上北沢2号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
新代田1号		世田谷区	京王電鉄（株）
世田谷1号		世田谷区	東急電鉄（株）
世田谷3号		世田谷区	東急電鉄（株）
千歳烏山2号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
千歳烏山3号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
千歳烏山4号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
千歳烏山6号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
代田橋1号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
代田橋4号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
代田橋6号	H28. 4. 12	東京都	京王電鉄（株）
代田橋7号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
代田橋8号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
大岡山3号		世田谷区	東急電鉄（株）
池ノ上1号		東京都	京王電鉄（株）
池ノ上2号		世田谷区	京王電鉄（株）
東松原1号		世田谷区	京王電鉄（株）
東松原4号		世田谷区	京王電鉄（株）
東松原5号		世田谷区	京王電鉄（株）
等々力1号	H29. 1. 27	世田谷区	東急電鉄（株）
尾山台1号		世田谷区	東急電鉄（株）
尾山台2号		世田谷区	東急電鉄（株）
明大前1号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
明大前2号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
明大前3号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
明大前4号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
厩道		渋谷区	東日本旅客鉄道（株）
参宮橋1号		渋谷区	小田急電鉄（株）
参宮橋4号		渋谷区	小田急電鉄（株）
参宮橋5号		渋谷区	小田急電鉄（株）
参宮橋6号		渋谷区	小田急電鉄（株）
渋谷1号		渋谷区	京王電鉄（株）
新宿1号		東京都	小田急電鉄（株）
新宿2号		渋谷区	小田急電鉄（株）
青山街道		渋谷区	東日本旅客鉄道（株）
代々木八幡1号	H28. 4. 12	渋谷区	小田急電鉄（株）

南新宿2号		渋谷区	小田急電鉄（株）
南新宿3号		渋谷区	小田急電鉄（株）
南新宿5号		渋谷区	小田急電鉄（株）
鷺ノ宮第1号	H29. 1. 27	東京都	西武鉄道（株）
鷺ノ宮第2号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
鷺ノ宮第3号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
沼袋第1号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
沼袋第2号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
沼袋第3号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
沼袋第4号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
新井薬師前第1号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
新井薬師前第2号	H27. 1. 13	東京都	西武鉄道（株）
新井薬師前第3号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
中井第5号		中野区	西武鉄道（株）
中井第7号	H27. 1. 13	中野区	西武鉄道（株）
都立家政第1号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
野方第1号	R3. 4. 13	中野区	西武鉄道（株）
野方第3号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
野方第4号	H29. 1. 27	中野区	西武鉄道（株）
野方第5号	H31. 2. 8	中野区	西武鉄道（株）
野方第6号	H31. 2. 8	中野区	西武鉄道（株）
井荻第3号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
井荻第4号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
井荻第6号	R4. 12. 16	杉並区	西武鉄道（株）
永福町1号		東京都	京王電鉄（株）
永福町3号		杉並区	京王電鉄（株）
永福町5号		杉並区	京王電鉄（株）
永福町6号		杉並区	京王電鉄（株）
下井草第1号	H29. 1. 27	東京都	西武鉄道（株）
下井草第2号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
下井草第4号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
下高井戸2号	H28. 4. 12	杉並区	京王電鉄（株）
下高井戸3号	H28. 4. 12	杉並区	京王電鉄（株）
久我山1号		杉並区	京王電鉄（株）
高井戸1号		杉並区	京王電鉄（株）
高井戸2号		杉並区	京王電鉄（株）
鷺ノ宮第6号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
上井草第1号	H29. 1. 27	杉並区	西武鉄道（株）
西永福1号		杉並区	京王電鉄（株）
西永福2号		杉並区	京王電鉄（株）
西永福3号		杉並区	京王電鉄（株）
西永福4号		杉並区	京王電鉄（株）
西永福5号		杉並区	京王電鉄（株）
八幡山2号	H28. 4. 12	世田谷区	京王電鉄（株）
浜田山2号		杉並区	京王電鉄（株）

浜田山3号		杉並区	京王電鉄（株）
浜田山4号		杉並区	京王電鉄（株）
浜田山6号		杉並区	京王電鉄（株）
富士見ヶ丘1号		東京都	京王電鉄（株）
富士見ヶ丘2号		杉並区	京王電鉄（株）
明大前1号		杉並区	京王電鉄（株）
明大前2号		杉並区	京王電鉄（株）
明大前3号		東京都	京王電鉄（株）
庚申塚		豊島区	東京都(交通局)
新庚申塚	R4. 1. 21	国土交通省	東京都(交通局)
池袋第2号		豊島区	西武鉄道（株）
池袋第3号		豊島区	西武鉄道（株）
池袋第6号		豊島区	西武鉄道（株）
池袋第7号		豊島区	西武鉄道（株）
池袋第9号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第10号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第1号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第2号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第3号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第4号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第5号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第6号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第7号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第8号		豊島区	西武鉄道（株）
椎名町第9号		豊島区	西武鉄道（株）
東上本線第2号、堀之内		豊島区	東武鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）
東上本線第3号、第一雲雀ヶ谷		豊島区	東武鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）
東上本線第4号		豊島区	東武鉄道（株）
東上本線第5号		豊島区	東武鉄道（株）
東上本線第6号		豊島区	東武鉄道（株）
東上本線第8号	H29. 1. 27	豊島区	東武鉄道（株）
東長崎第1号		豊島区	西武鉄道（株）
東長崎第3号		東京都	西武鉄道（株）
井頭		北区	東日本旅客鉄道（株）
栄町		北区	東京都（交通局）
王子街道南亘		北区	東日本旅客鉄道（株）
梶原		北区	東日本旅客鉄道（株）
根岸		北区	東日本旅客鉄道（株）
桜ヶ丘女学校裏		北区	東京都(交通局)
十条道	H29. 1. 27	東京都	東日本旅客鉄道（株）
西ヶ原四丁目		北区	東京都（交通局）
第二王子		北区	東日本旅客鉄道（株）
第二下田端		東京都	東日本旅客鉄道（株）
第二中里	H29. 1. 27	北区	東日本旅客鉄道（株）
滝野川一丁目		北区	東京都（交通局）

仲原	H29. 1. 27	北区	東日本旅客鉄道（株）
仲道	H29. 1. 27	北区	東日本旅客鉄道（株）
与美西		北区	東日本旅客鉄道（株）
与美東		北区	東日本旅客鉄道（株）
京成町屋駅前		荒川区	東京都(交通局)
金杉		荒川区	東日本旅客鉄道（株）
仲仙道		板橋区	東日本旅客鉄道（株）
東上本線第10号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第11号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第12号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第13号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第15号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第16号	H30. 1. 19	東京都	東武鉄道（株）
東上本線第17号	H30. 1. 19	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第21号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第22号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第26号		東京都	東武鉄道（株）
東上本線第28号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第30号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第33号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第37号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第38号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第40号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第49号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第50号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第51号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第53号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第56号	H29. 1. 27	板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第58号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第59号		板橋区	東武鉄道（株）
東上本線第9号		板橋区	東武鉄道（株）
江古田第1号		練馬区	西武鉄道（株）
江古田第2号		練馬区	西武鉄道（株）
上井草第2号	H29. 1. 27	東京都	西武鉄道（株）
上井草第3号	H29. 1. 27	練馬区	西武鉄道（株）
上石神井第1号	H29. 1. 27	練馬区	西武鉄道（株）
上石神井第2号	H29. 1. 27	練馬区	西武鉄道（株）
上石神井第3号	H29. 1. 27	練馬区	西武鉄道（株）
上石神井第4号	H31. 2. 8	練馬区	西武鉄道（株）
上石神井第8号	H29. 1. 27	練馬区	西武鉄道（株）
西武鉄道池袋線石神井公園第10号踏切道改良協議会	H28. 4. 12	練馬区	西武鉄道（株）
大泉学園第3号		練馬区	西武鉄道（株）
大泉学園第4号		練馬区	西武鉄道（株）
大泉学園第6号		練馬区	西武鉄道（株）

大泉学園第7号		東京都	西武鉄道（株）
大泉学園第9号		練馬区	西武鉄道（株）
東長崎第4号		練馬区	西武鉄道（株）
東長崎第5号		練馬区	西武鉄道（株）
東長崎第7号		練馬区	西武鉄道（株）
東長崎第8号		練馬区	西武鉄道（株）
武蔵関第3号	H31. 2. 8	練馬区	西武鉄道（株）
伊勢崎線第20号		足立区	東武鉄道（株）
伊勢崎線第21号		足立区	東武鉄道（株）
伊勢崎線第22号		足立区	東武鉄道（株）
伊勢崎線第37号	H23. 4. 8	足立区	東武鉄道（株）
伊勢崎線第38号	H23. 4. 8	足立区	東武鉄道（株）
北千住一丁目		足立区	東日本旅客鉄道（株）
お花茶屋第2号		葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂第1号	R4. 12. 16	東京都	京成電鉄（株）
京成高砂第2号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂第4号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂第9号	R4. 12. 16	東京都	京成電鉄（株）
京成立石第1号	H19. 4. 27	葛飾区	京成電鉄（株）
京成立石第2号	H14. 7. 15	葛飾区	京成電鉄（株）
京成立石第3号	H31. 2. 8	葛飾区	京成電鉄（株）
四ツ木第2号	H14. 7. 15	東京都	京成電鉄（株）
四ツ木第4号	H14. 7. 15	葛飾区	京成電鉄（株）
四ツ木第5号	H14. 7. 15	葛飾区	京成電鉄（株）
四ツ木第6号	H31. 2. 8	葛飾区	京成電鉄（株）
柴又第5号		国土交通省	京成電鉄（株）
浜街道		葛飾区	東日本旅客鉄道（株）
立石大通	R3. 4. 13	葛飾区	東日本旅客鉄道（株）
京成高砂第3号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂第7号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂第8号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂（金）第3号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂（金）第4号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成高砂（金）第5号	R4. 12. 16	葛飾区	京成電鉄（株）
京成小岩第1号	R4. 12. 16	江戸川区	京成電鉄（株）
京成小岩第3号	R4. 12. 16	江戸川区	京成電鉄（株）
京成小岩第2号	R4. 12. 16	江戸川区	京成電鉄（株）
相模街道		国土交通省	東日本旅客鉄道（株）
第一水道		八王子市	東日本旅客鉄道（株）
第二水道		八王子市	東日本旅客鉄道（株）
梅原横町		東京都	東日本旅客鉄道（株）
玉川上水第4号		立川市	西武鉄道（株）
向郷	H31. 2. 8	立川市	東日本旅客鉄道（株）
航空支庁前		立川市	東日本旅客鉄道（株）
上野原第一	H31. 2. 8	立川市	東日本旅客鉄道（株）

新青梅街道		東京都	東日本旅客鉄道（株）
西武立川第1号		立川市	西武鉄道（株）
三鷹台1号		三鷹市	京王電鉄（株）
永山		青梅市	東日本旅客鉄道（株）
神社前		府中市	東日本旅客鉄道（株）
東府中1号		府中市	京王電鉄（株）
白糸台第1号		府中市	西武鉄道（株）
府中4号		府中市	京王電鉄（株）
府中5号		東京都	京王電鉄（株）
府中6号		府中市	京王電鉄（株）
飛田給9号	R4. 12. 16	府中市	京王電鉄（株）
昭和飛行機前		昭島市	東日本旅客鉄道（株）
村山街道	H30. 1. 19	昭島市	東日本旅客鉄道（株）
つつじヶ丘1号	R3. 4. 13	調布市	京王電鉄（株）
つつじヶ丘4号	R3. 4. 13	調布市	京王電鉄（株）
つつじヶ丘5号	R3. 4. 13	調布市	京王電鉄（株）
柴崎3号	R3. 4. 13	調布市	京王電鉄（株）
柴崎4号	H19. 4. 27	調布市	京王電鉄（株）
仙川2号	R3. 4. 13	調布市	京王電鉄（株）
調布21号		調布市	京王電鉄（株）
飛田給1号		調布市	京王電鉄（株）
調布14号	R4. 12. 16	調布市	京王電鉄（株）
柿生3号		町田市	小田急電鉄（株）
柿生4号	H29. 1. 27	町田市	小田急電鉄（株）
玉川学園前1号		町田市	小田急電鉄（株）
玉川学園前3号		町田市	小田急電鉄（株）
玉川学園前7号		町田市	小田急電鉄（株）
玉川学園前8号		東京都	小田急電鉄（株）
大戸	H29. 1. 27	東京都	東日本旅客鉄道（株）
鶴川1号	H29. 1. 27	町田市	小田急電鉄（株）
鶴川2号		町田市	小田急電鉄（株）
鶴川5号	H29. 1. 27	町田市	小田急電鉄（株）
一橋学園第4号		東京都	西武鉄道（株）
花小金井第1号		東京都	西武鉄道（株）
花小金井第4号		東京都	西武鉄道（株）
花小金井第7号		小平市	西武鉄道（株）
小川第1号		小平市	西武鉄道（株）
一橋学園第1号	R4. 12. 16	小平市	西武鉄道（株）
小平第1号		東京都	西武鉄道（株）
鷹の台第5号		小平市	西武鉄道（株）
田無第8号		東京都	西武鉄道（株）
田無第9号		小平市	西武鉄道（株）
黒川		日野市	東日本旅客鉄道（株）
八王子街道		日野市	東日本旅客鉄道（株）
堀之内		日野市	東日本旅客鉄道（株）

久米川第1号		東京都	西武鉄道（株）
久米川第2号	H27. 1. 13	東京都	西武鉄道（株）
久米川第3号	H27. 1. 13	東村山市	西武鉄道（株）
秋津第1号		東村山市	西武鉄道（株）
小川第3号		東村山市	西武鉄道（株）
小平第3号		東村山市	西武鉄道（株）
小平第5号		東村山市	西武鉄道（株）
東村山第1号	H27. 1. 13	東京都	西武鉄道（株）
萩山第1号		東村山市	西武鉄道（株）
国分寺第3号		東京都	西武鉄道（株）
国分寺第4号		国分寺市	西武鉄道（株）
国分寺第5号		東京都	西武鉄道（株）
国分寺第6号		東京都	西武鉄道（株）
青柳	H31. 2. 8	国立市	東日本旅客鉄道（株）
矢川	H31. 2. 8	国立市	東日本旅客鉄道（株）
福生第二号	H30. 1. 19	福生市	東日本旅客鉄道（株）
清瀬第1号		東京都	西武鉄道（株）
清瀬第8号		清瀬市	西武鉄道（株）
ひばりヶ丘第5号		東久留米市	西武鉄道（株）
ひばりヶ丘第7号		東久留米市	西武鉄道（株）
東久留米第1号		東京都	西武鉄道（株）
ひばりヶ丘第1号		西東京市	西武鉄道（株）
西武柳沢第4号		東京都	西武鉄道（株）
田無第2号		西東京市	西武鉄道（株）
東伏見第1号	H29. 1. 27	西東京市	西武鉄道（株）
東伏見第4号		西東京市	西武鉄道（株）
武蔵関第5号	H29. 1. 27	西東京市	西武鉄道（株）
保谷第10号		東京都	西武鉄道（株）
保谷第11号		西東京市	西武鉄道（株）
保谷第1号		西東京市	西武鉄道（株）
保谷第3号		西東京市	西武鉄道（株）
保谷第4号		西東京市	西武鉄道（株）
保谷第9号		西東京市	西武鉄道（株）
小川第13号	R3. 4. 13	小平市	西武鉄道（株）
東府中3号	R3. 4. 13	府中市	京王電鉄（株）

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
下丸子2号	R3. 6. 30	東京都	東急電鉄（株）
松陰神社前2号	R3. 6. 30	世田谷区	東急電鉄（株）
代田橋6号	R3. 6. 30	東京都	京王電鉄（株）
千歳烏山6号	R3. 6. 30	世田谷区	京王電鉄（株）
明大前2号	R3. 6. 30	世田谷区	京王電鉄（株）
下高井戸5号	R3. 6. 30	世田谷区	京王電鉄（株）
芦花公園5号	R3. 6. 30	世田谷区	京王電鉄（株）
鷺ノ宮第1号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
沼袋第1号	R3. 6. 30	中野区	西武鉄道（株）
新井薬師前第1号	R3. 6. 30	中野区	西武鉄道（株）
新井薬師前第2号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
東長崎第3号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
大泉学園第7号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
上井草第2号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
上石神井第8号	R3. 6. 30	練馬区	西武鉄道（株）
柴又第5号	R3. 6. 30	国土交通省 関東地方整備局	京成電鉄（株）
新宿新道	R3. 6. 30	国土交通省 関東地方整備局	東日本旅客鉄道（株）
京成高砂第9号	R3. 6. 30	東京都	京成電鉄（株）
玉川上水第6号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
玉川上水第9号	R3. 6. 30	立川市	西武鉄道（株）
新小金井第2号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
花小金井第1号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
花小金井第4号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
国分寺第6号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
一橋学園第4号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
鷹の台第3号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
久米川第2号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
恋ヶ窪第3号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
国分寺第3号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
国分寺第5号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
国分寺第6号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
清瀬第1号	R3. 6. 30	東京都	西武鉄道（株）
田無第3号	R3. 6. 30	西東京市	西武鉄道（株）
十条道	R4. 7. 29	東京都	東日本旅客鉄道（株）
羽衣	R4. 7. 29	東京都	東日本旅客鉄道（株）
新青梅街道	R4. 7. 29	東京都	東日本旅客鉄道（株）
矢川	R4. 7. 29	国立市	東日本旅客鉄道（株）
横田5号 砂川街道	R4. 7. 29	東京都	日本貨物鉄道（株）
西武柳沢第4号	R4. 7. 29	東京都	西武鉄道（株）

東京都踏切道改良協議会合同会議構成組織

構成員	
国土交通省 関東地方整備局(議長)	
国土交通省 関東運輸局(副議長)	
東京都	
新宿区	
墨田区	
品川区	
目黒区	
世田谷区	
中野区	
杉並区	
北区	
荒川区	
板橋区	
練馬区	
足立区	
葛飾区	
江戸川区	
渋谷区	
大田区	
豊島区	
八王子市	
立川市	
三鷹市	
青梅市	
府中市	
昭島市	
調布市	
町田市	
小平市	
日野市	
東村山市	
国分寺市	
清瀬市	
東久留米市	
国立市	
福生市	
西東京市	
東京国道事務所	
相武国道事務所	
東日本旅客鉄道(株)	
日本貨物鉄道(株)	
東武鉄道(株)	
西武鉄道(株)	
京成電鉄(株)	
京王電鉄(株)	
小田急電鉄(株)	
東急電鉄(株)	
京浜急行電鉄(株)	
東京都交通局	

オブザーバー	関東地方整備局 建政部 都市整備課
事務局	関東地方整備局 道路部 地域道路課
	関東運輸局 鉄道部 計画課

令和4年度 第1回 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

令和4年12月2日(金) 10:00～
中央合同庁舎2号館地下1階国土交通省第2会議室AB
(WEB併用)

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - I. 道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定概要と改定後の状況
 - II. 懇談会ワーキンググループでの指摘事項と今後の検討の進め方
 - III. 検討体制と今後のスケジュール
4. 閉会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

資料1 委員名簿

資料2 道路の移動等円滑化ガイドライン改定の概要と
踏切道におけるバリアフリー対策の現状

資料3 道路の移動等円滑化に関する継続検討課題

資料4 検討体制と今後のスケジュール(案)

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 名簿

(敬称略・順不同)

座長 久保田 尚 埼玉大学大学院 理工学研究科 教授

【有識者】

委員 秋山 哲男 中央大学 研究開発機構 教授
 中野 泰志 慶應義塾大学 経済学部 教授
 川内 美彦 東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
 隆島 研吾 神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
 稲垣 具志 東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授

【関係団体等】

藤平 淳一 一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
 小出 隆司 全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
 小林 光雄 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 副代表理事
 佐藤 聡 特定非営利活動法人DPI日本会議 事務局長
 三宅 隆 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 組織部長
 市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長
 平野 祐子 主婦連合会 副会長
 荻津 和良 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 理事
 小幡 恭弘 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 事務局長
 平沢 善幸 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 総務部 部長
 (バリアフリー推進部 部長 兼務)
 古橋 友則 日本歩行訓練士会 会長

【事業者】

稲田 浩二 公益社団法人日本バス協会 常務理事
 熊谷 敦夫 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 ケア輸送等統括
 高橋 幸路 日本バスターミナル協会会長

【官公庁】

和田 真治 東京都 建設局 道路管理部 安全施設課 課長
 上田 光昭 大阪市 建設局 道路河川部 道路課 課長
 椎名 啓雄 警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長

オブザーバー

東日本旅客鉄道株式会社
 東海旅客鉄道株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社
 阪急電鉄株式会社
 東武鉄道株式会社

国土交通省 大臣官房
 国土交通省 総合政策局
 国土交通省 都市局
 国土交通省 住宅局
 国土交通省 鉄道局
 国土交通省 自動車局
 警察庁 交通局

事務局 国土交通省 道路局

道路の移動等円滑化に関するガイドラインの 改定概要と改定後の状況

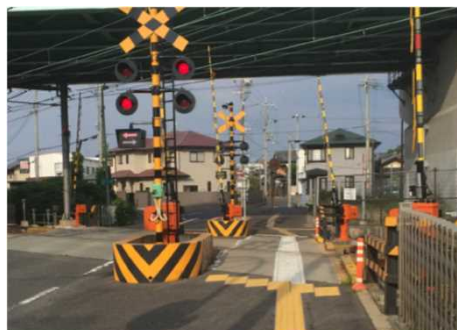
「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定概要

○令和4年4月の奈良県大和郡山市の踏切での事故を受けて令和4年6月9日に道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定

現行のガイドラインでの記載内容

➤ 事例紹介

事例の掲載により、好事例を各道路管理者に周知し、バリアフリー対策の普及を図っている。



(踏切手前への視覚障害者誘導用ブロック、踏切内への誘導表示を設置した事例)

改定したガイドラインでの記載内容

➤ 踏切道での視覚障害者の誘導について、以下の整備内容を明確に規定

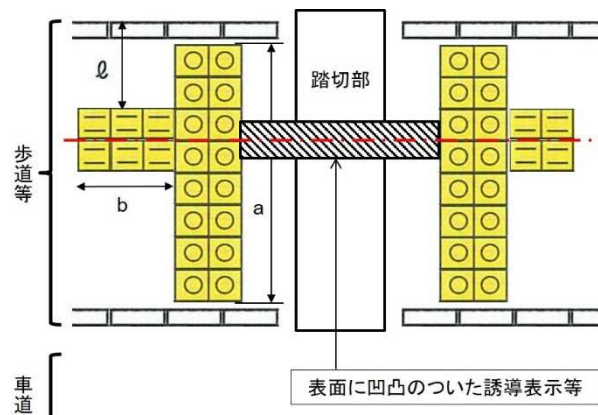
①踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置

(積極的な整備を求める内容)

②視覚障害者が踏切の外にいと誤認することを回避するため、踏切内に表面に凹凸のついた誘導表示等を設置

(さらに高い水準として望ましい整備内容)

➤ 誘導用ブロック等の設置図を追加



➤ 事例の追加



奈良県大和郡山市の事例

(歩車分離されていない道路での誘導用ブロック等の設置事例)

踏切道における視覚障害者誘導対策の現状①

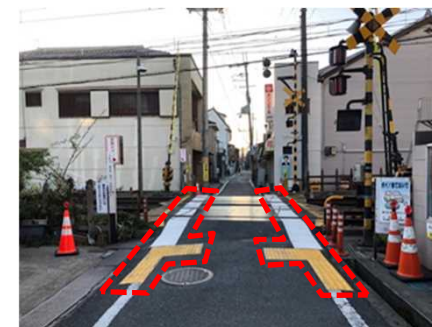
- 令和4年4月に発生した事故を受けて、奈良県大和郡山市において、踏切道での視覚障害者誘導対策を実施(改定したガイドラインで事例として紹介)
- ガイドライン改定後、兵庫県伊丹市で新たに対策を実施

奈良県大和郡山市郡山第2号踏切 対策事例

- 特定道路の指定なし
- 歩道が設置されていない踏切道に設置
- 視覚障害者団体等の意見を踏まえ、構造を決定



＜施工前＞



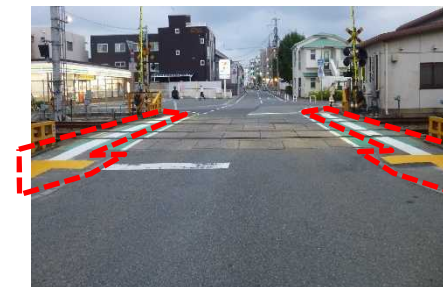
＜施工後＞

兵庫県伊丹市 新伊丹踏切 対策事例

- 特定道路の指定なし
- 視覚障害者団体等の意見を踏まえ、構造を決定



＜施工前＞



＜施工後＞

直轄国道上の踏切道における視覚障害者誘導対策の現状

○直轄国道において特定道路に指定され、踏切道を有する道路は全国で8箇所存在

○視覚障害者誘導対策の実施に向けて障害者団体を含む関係者と調整中



⑦千舟町第3踏切
(愛媛県松山市)



①久保沢第一踏切
(神奈川県相模原市)

⑦千舟町第3踏切 (愛媛県松山市)	
国道56号 (四国地方整備局)	高浜線 (伊予鉄道)
⑧藤原町踏切 (愛媛県松山市)	
国道56号 (四国地方整備局)	郡中線 (伊予鉄道)

⑤福田町第四踏切 (香川県高松市)	
国道11号 (四国地方整備局)	琴平線 (高松琴平電気鉄道)
⑥塩上町踏切 (香川県高松市)	
国道11号 (四国地方整備局)	志度線 (高松琴平電気鉄道)

①久保沢第一踏切 (神奈川県相模原市)	
国道16号 (関東地方整備局)	横浜線 (東日本旅客鉄道)
②久保沢第二踏切 (神奈川県相模原市)	
国道16号 (関東地方整備局)	横浜線 (東日本旅客鉄道)

③南馬場踏切 (奈良県香芝市)	
国道165号 (近畿地方整備局)	和歌山線 (西日本旅客鉄道)
④二上第9号踏切 (奈良県香芝市)	
国道165号 (近畿地方整備局)	大阪線 (近畿日本鉄道)

出典:「国土地理院」(<https://maps.gsi.go.jp>)
を加工

直轄国道上の踏切道における視覚障害者誘導対策の現状

令和4年12月上旬
まで

関係機関調整

- ・鉄道事業者
- ・警察
- ・地域の視覚障害者団体
- ・市町村(福祉部局)
- ・地方運輸局
- ・地方整備局

※踏切道改良協議会などの場を活用

<体験会等>

- ・構造案などを事業者から提案
- ・団体の皆さんに可能な限り体験等して頂いた上で、団体の皆さんから意見を聴取
- ・その他の機関とは、管理方法等を調整



令和4年12月まで

対策内容の決定

※団体の皆さんからの意見を可能な限り反映

(必要に応じて協定等締結)

原則、
令和5年3月まで

対策実施

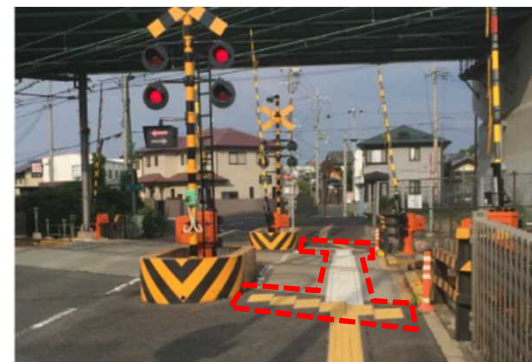
※関係機関の状況や使用材料の材質によっては、対策実施時期が令和5年4月以降となる場合あり

【参考】改定前のガイドラインで掲載していた事例

○令和4年3月に策定したガイドラインにおいて、踏切道の安全対策を行った好事例を掲載し、視覚障害者誘導対策の普及を図ってきたところ。

大阪府泉南市 樽井5号踏切 対策事例

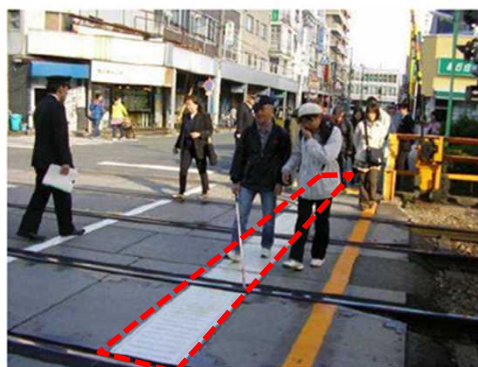
- 特定道路の指定なし
- 踏切道の拡幅工事完了後、鉄道事業者等との協議を経て、踏切の前後区間に連続して敷設（H26.3）
- 表面に凹凸のついた誘導表示等を踏切内に設置し、踏切前後の視覚障害者誘導用ブロックから連続的に進行方向を案内し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防止。



＜踏切内において視覚障害者の進行方向を案内している事例＞

大阪府豊中市 服部踏切 対策事例

- 特定道路の指定あり
- 視覚障害者用誘導標示として試験設置を実施（H22.11）
- 視覚障害者の現地評価を受け、設置位置を線路側に移設する本設置を実施（H23.12）



＜試験設置時＞



＜本設置時＞

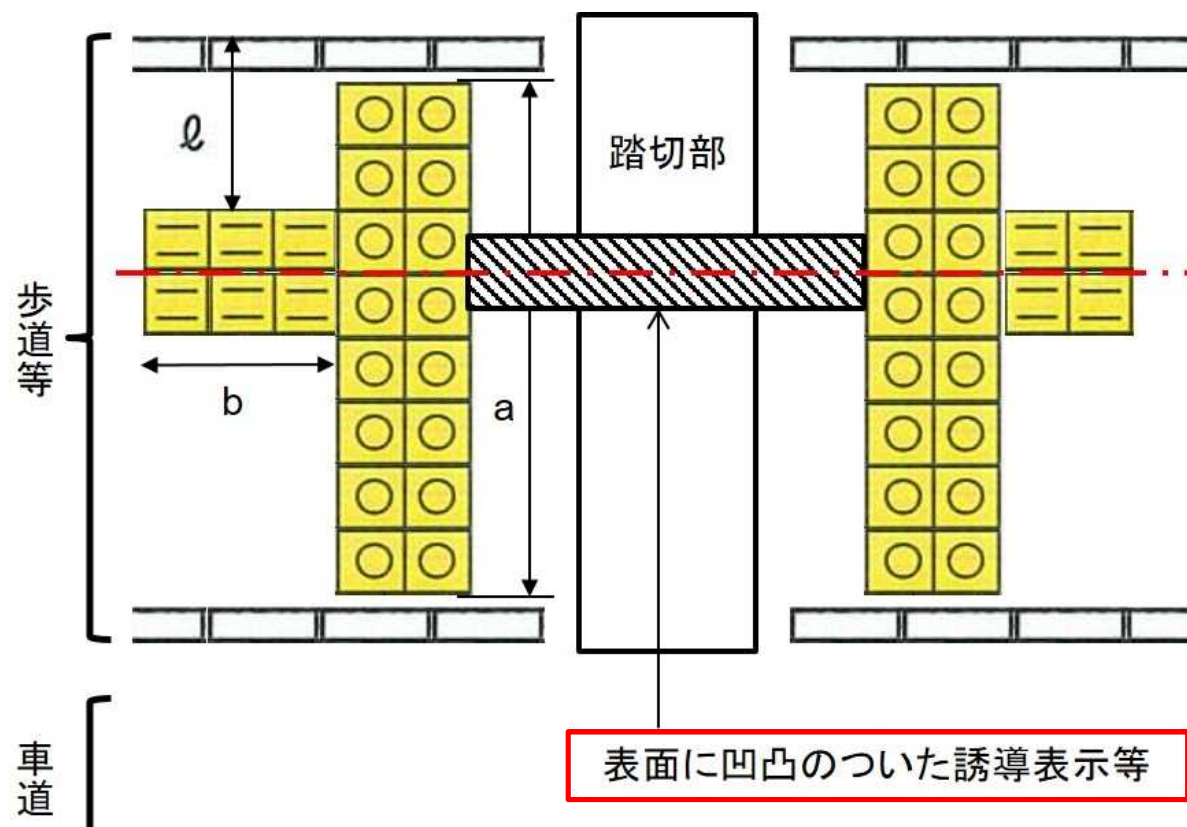
道路の移動等円滑化に関する継続検討課題

懇談会WGの議論の中で、以下が指摘事項となっている

- ①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造
- ②踏切内の路面の材質（周辺道路と異なる仕様にする）
- ③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討
- ④歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方

①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造

- 現行のガイドラインでは、踏切内に設置する誘導表示等について「歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式」とのみ規定
- 誘導表示の形式の全国的な統一を図るため、具体的な構造を示すことが必要



道路の移動等円滑化に関するガイドラインより抜粋

①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造

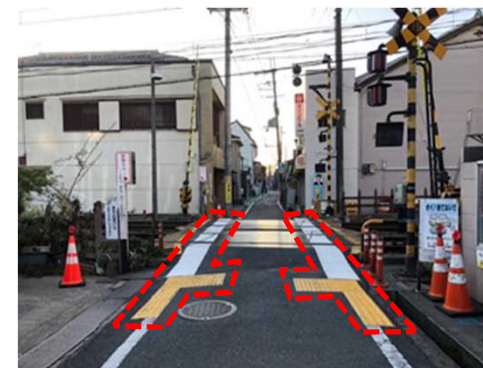
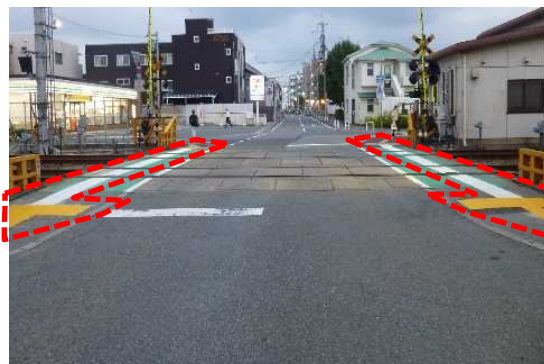
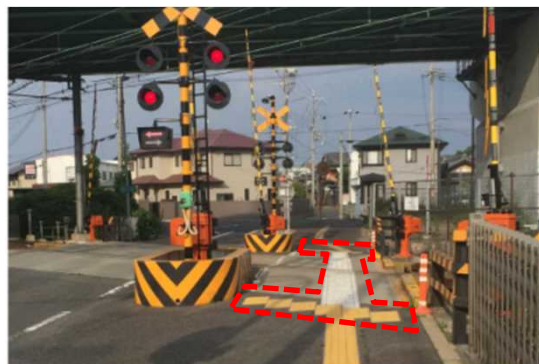
検討の進め方

- 先行的に設置されている事例について、構造や設置後の評価について調査
- 直轄国道(特定道路)上の踏切において、視覚障害者の方のご意見も伺い、構造を議論しているところであり、議論の結果を集約



- 先行事例の調査結果、直轄国道での議論結果を基に、「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造を示す

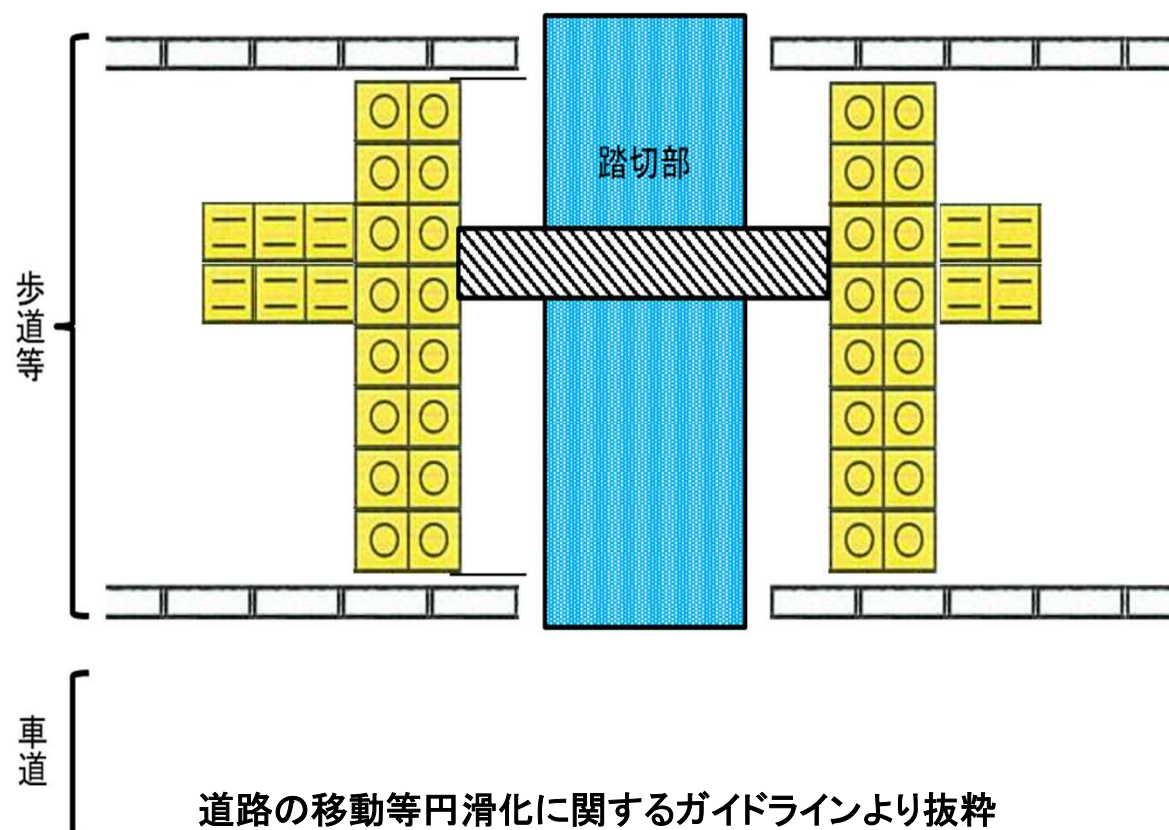
(施工性や維持管理の点も考慮)



表面に凹凸のついた誘導表示の設置事例

②踏切内の路面の材質（周辺道路と異なる仕様にする）

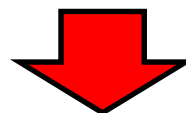
- 誘導用ブロックの存在に気が付かない可能性もあるため、踏切内の路面を他の路面と異なるものにする
- 視覚障害者の方が、足で踏むことで違いが認識できるような路面を検討



②踏切内の路面の材質(周辺道路と異なる仕様にする)

検討の進め方

- 踏切内の路面に使用されている材質の事例を調査



- 踏切の路面で使用されている各材質について、評価試験を実施し、試験結果を基に望ましい材質をガイドラインで示す

(施工性や維持管理の点も考慮)



ゴム製



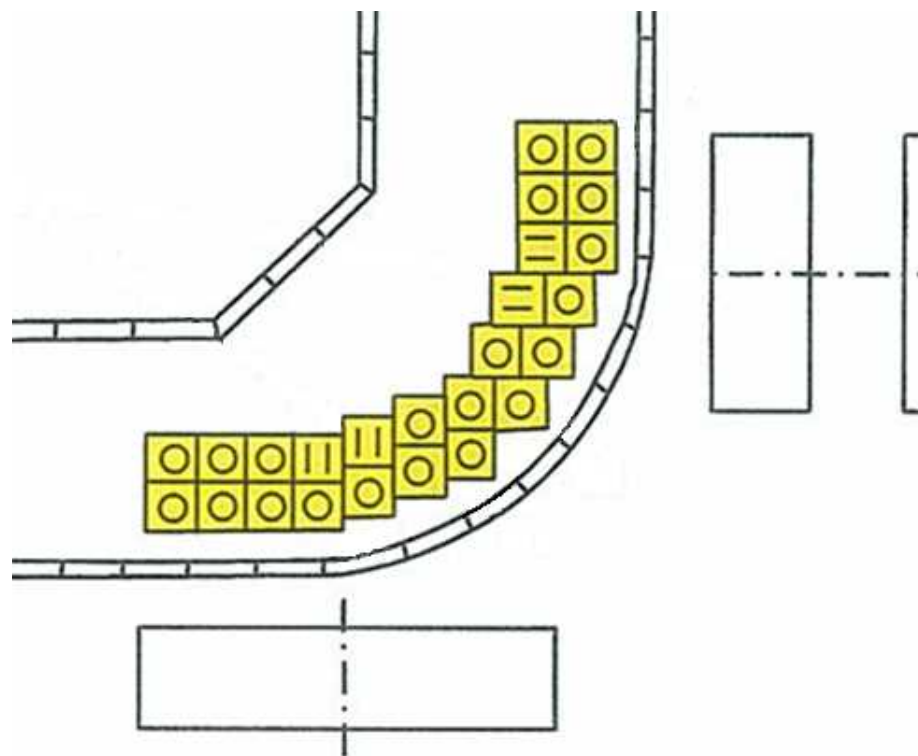
コンクリートブロック



その他(表面舗装)

③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討

- 現行のガイドラインでは、隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法として、下図を参考図として提示
- 視覚障害者の方の進行方法を適切に示す方法を検討

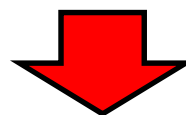


道路の移動等円滑化に関するガイドラインより抜粋

③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討

検討の進め方

- 隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法を工夫している事例を調査
- 事例調査の結果を基に、複数の対策候補案を立案



- 立案した対策候補案について、評価試験を実施し、試験結果を基に隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法をガイドラインで示す



隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置事例

④歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方

- 道路移動等円滑化基準では歩道を設置することとしており、ガイドラインでも歩道があることを前提に整備内容を示している
- 一方、特定道路であっても歩道が設置されていない場合もある中、歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方を議論する必要



視覚障害者誘導用ブロックを
設置している事例
(奈良県大和郡山市)



リーディングライン(東京都世田谷区)



リブ付き外側線(大阪府豊中市)

道路の移動等円滑化に関するガイドラインで紹介している事例

検討の進め方

- 事例を調査し、得られた知見を基に視覚障害者誘導の在り方を議論

検討体制と今後のスケジュール

- 懇談会の下にガイドライン作成にあたっての視覚障害者誘導対策などの継続検討課題を検討・整理する踏切道等における視覚障害者誘導対策 ワーキング・グループを設置
- WG開催前に懇談会委員へ資料を共有し、事前に意見を述べる機会を確保するとともにWG開催後に議事・資料を再度共有
- WGでの議論を踏まえ、懇談会にてガイドラインの内容について審議する

<踏切道等における視覚障害者誘導対策 ワーキング・グループ体制(案)>

WG長	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
委員	秋山 哲男	中央大学 研究開発機構 教授
	中野 泰志	慶應義塾大学 経済学部 教授
	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
	隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
	稲垣 具志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授
	三宅 隆	日本視覚障害者団体連合
	古橋 友則	日本歩行訓練士会

東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
東武鉄道株式会社

事務局 国土交通省道路局、鉄道局

検討の進め方(案)

12月2日
(本日)

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(検討体制、検討の進め方 等)

1月

踏切道等における視覚障害者誘導対策WG
(ガイドライン改定原案の作成、事例調査 等)

2月

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(ガイドライン改定案の決定、事例調査状況の報告 等)

2月～3月

パブリックコメント、ガイドライン改定 等
(踏切内に設置する「表面凹凸のついた誘導表示等」の構造)

その他の課題は、令和5年度以降に引き続き検討

踏切安全対策の取組

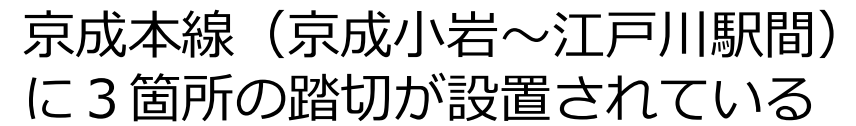
- すべての人が安全に渡れる踏切を目指して -

令和5年2月2日



ともに、生きる。
江戸川区

ともに、生きる。
江戸川区

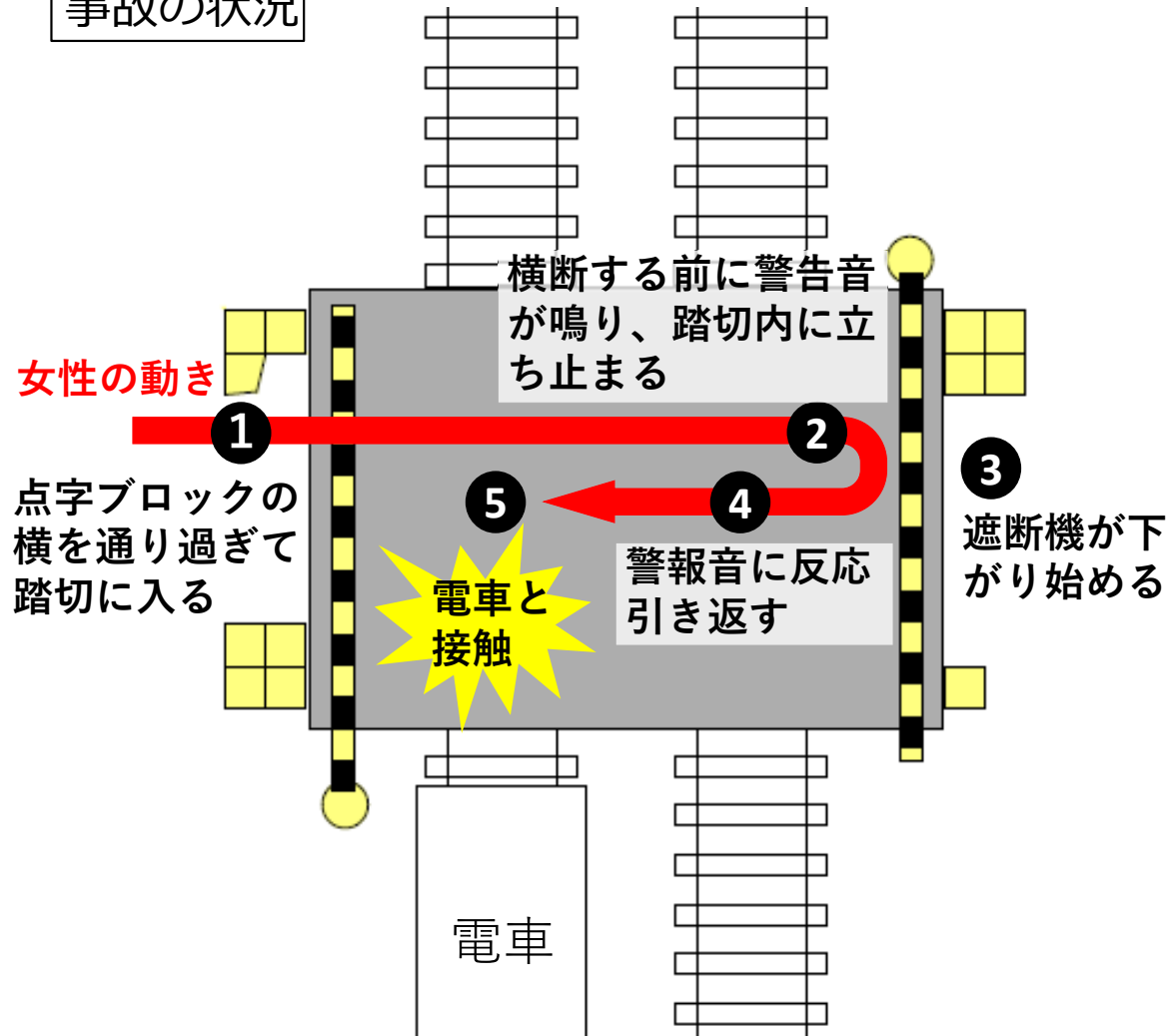


A photograph of a railway crossing. A black and white striped barrier is closed across the tracks. A yellow flashing light is visible on the right side of the crossing. In the background, there are residential buildings and a street with a few people walking.

2. 事故の概要

令和4年 4月25日
奈良県 近鉄橿原線踏切にて発生

事故の状況



対策事例（エスコートゾーン）



横断歩道上のエスコートゾーン



3.バリアフリーへの取り組み

やさしい道づくりの一環として
各種障害者団体との定期的な意見交換を開催

誰もが安心して歩ける道づくりを目指して

◎意見交換会（年に1回）

平成3年より開催

区・団体・交通管理者(所轄)が参加
音響式信号や道路構造等の意見交換

◎合同調査検証会（年に3回）

令和2年より開催

区と協会による意見交換会
より身近な安全対策について検討

◎フィールドワーク（適宜実施）

点字ブロックの配置、歩道の段差解消等、
要望者の等級にあわせて現地確認を行う



4.踏切内の整備内容検討

◎ 区視覚障害者福祉協会との意見交換にて

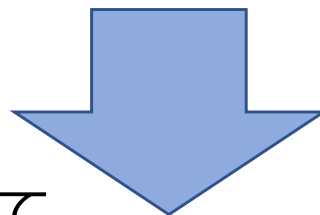
- ・ 横断歩道のエスコートゾーンを歩く際は**車道を横断している**認識がある
- ・ 新しい誘導表示より、エスコートゾーンの方がわかりやすい

◎ 整備実績

- ・ 関西地方にて踏切内にエスコートゾーンを整備した**実績**がある

◎ 国のガイドライン

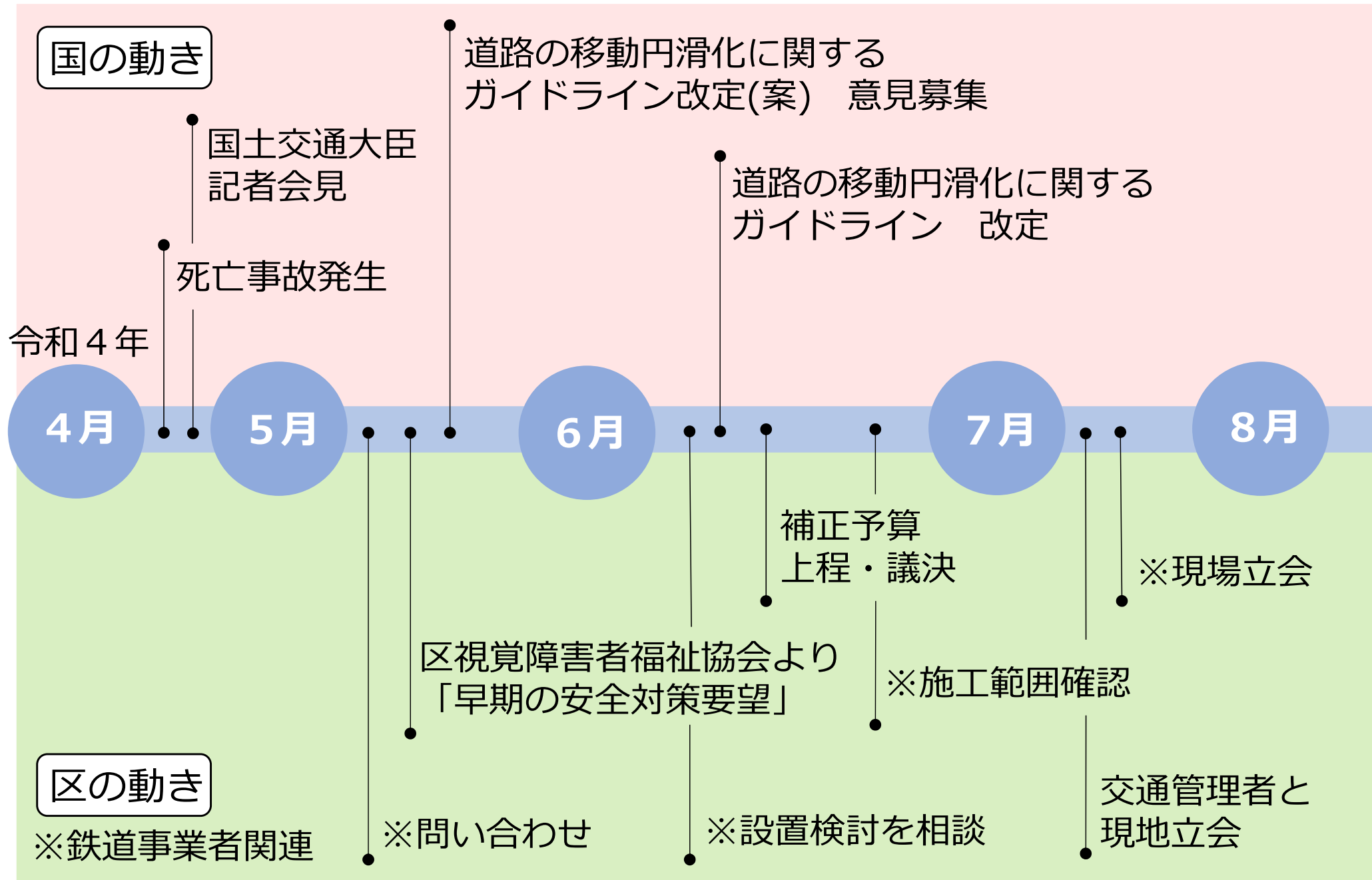
- ・ 「表面に凹凸のついた誘導表示等」を設置する



江戸川区(道路管理者)として

エスコートゾーンを整備する方針に決定
(ガイドラインの改定により変更する可能性あり)

5.これまでの経緯



5.これまでの経緯

国の動き

第1回
道路空間の
ユニバーサル
デザインを考える
懇談会 開催

9月

※安全性・耐久性
の検討

10月

※エスコートゾーン
材質検討

11月

※現場立会
誘導用ブロック
施工位置確認

エスコートゾーン製品会社
へのヒアリング

12月

1号踏切
誘導用ブロック
施工（江戸川区）

1月

区の動き

※鉄道事業者関連

6. 「1号踏切」での検討内容

踏切内整備のイメージ



- 都市計画道路整備事業により拡幅（9m⇒16m）されたため
- ①視覚的、構造的に**歩車分離**がされている
 - ②歩行者にとって**十分な歩行幅員**が確保されている
- との観点から「1号踏切」の検討を進めている

7.整備に関する課題

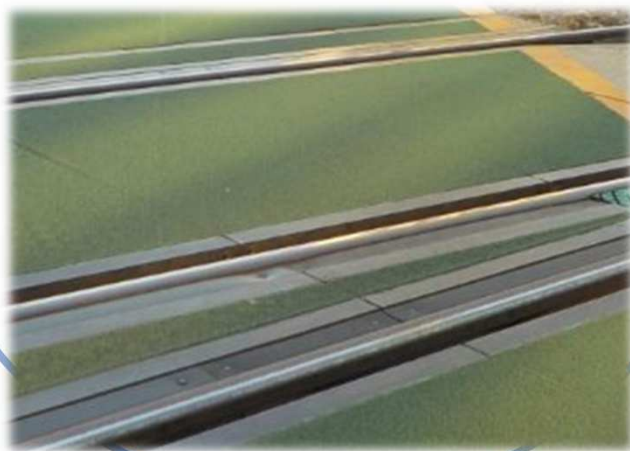
エスコートゾーン

道路上に設置される製品



耐久性

部材の細分化による
耐久性低下の懸念



安全性

列車運行の
定時性・安全性の確保



8. 早急な安全確保のために

◎ 踏切手前に誘導用ブロックの整備



視覚障害者からの早期要望に
道路管理者として応えるため、
1号踏切手前に**誘導用ブロック**を
設置。(令和4年度12月中旬施工)

他の2箇所においても、今年度中
の整備を予定。

◎ 踏切内の早期整備に向けて

ガイドライン等を踏まえ、道路管理者と鉄道事業者が協力し、
踏切内の安全性を高めていく



ともに、生きる。
江戸川区

江戸川区誕生 90周年

ご清聴ありがとうございました

第4種踏切道の統廃合の促進及び 保安度向上対策

国土交通省関東運輸局鉄道部計画課

○概要

- ◇ 遮断機・警報機がない第4種踏切道は、全国に約2,600箇所
- ◇ 第4種踏切道100箇所当たりの踏切事故件数は1.02件で、遮断機を備えた第1種踏切道(同0.59件)の2倍弱
- ◇ 法指定を受けた後、長期間(20年以上)、遮断機の整備等の改良が行われていないものがみられる
→全国で16箇所、関東で5箇所

○関東管内 法指定後長期間未整備踏切

都道府県	鉄道事業者	線名	踏切道	踏切種別	道路管理者	法指定の時期
茨城県	関東鉄道	竜ヶ崎線	知手1号	第4種	龍ヶ崎市	H8
千葉県	小湊鉄道	小湊鉄道線	西広軽田	第4種	市原市	S47
千葉県	小湊鉄道	小湊鉄道線	大宮田	第4種	市原市	S46
千葉県	小湊鉄道	小湊鉄道線	柿木台	第4種	市原市	H8
千葉県	小湊鉄道	小湊鉄道線	中野	第4種	大多喜町	S49

○ケース1

発生日時: 令和3年12月30日

事業者名: 上信電鉄

発生場所: 上信線 栖雲寺(せいうんじ)踏切道

概要: 運転士は列車走行中、当該踏切道内にうづくまる公衆を認め、気笛吹鳴及び非常停止手配を執ったが、列車は公衆と衝突した。

死傷者数: 死亡1名(公衆)

<事故後の対応について>

【対策】

本事故を受けて、群馬県とともに上信線沿線市町に対して、第4種踏切道の廃止に係る意向調査を令和4年2月に実施した。意向調査で7箇所の4種踏切道について廃止の意向を確認することができたため、道路管理者とともに廃止協議を進めた。その後、廃止協議を進める中で、“上り信号下踏切道”の1箇所において、廃止することができた。残りの6箇所の4種踏切道についても現在廃止協議を進めている。

【上り信号下踏切道の概要】

第4種踏切道 踏切長6.1m 幅員1.6m 交角90度 規制なし

交通量: 自動車0台/日 二輪0台/日 軽車両7台/日 歩行者4人/日

【上り信号下踏切道の廃止について】

上信電鉄は、以前から上り信号下踏切道を交通量が少なく危険な踏切として認知しており、道路管理者に廃止の要望をしていた。

廃止の要望を受けた道路管理者は地元住民と協議をし、道路の拡幅に伴い、上り信号下踏切を含む道路と付近の稲荷沢踏切道(第1種)の道路につなぐ道路を新設することで、上り信号下踏切道を令和4年3月に廃止することができた。

○ケース2

発生日時:平成30年12月19日

事業者名:秩父鉄道

発生場所:秩父本線 羽生(はにゅう)No.22踏切道

概要:当該列車運転士は、当該踏切道内に侵入してくる歩行者を認め、汽笛吹鳴及び非常ブレーキを使用した。列車は同歩行者と衝突した。

死傷者数:死亡1名(歩行者)

<事故後の対応について>

【対策】

秩父鉄道は、羽生No.22踏切道の踏切警標及び一旦停止標識の更新を実施し、道路管理者は、踏切道注意喚起看板の設置及び路面標示の施工を実施した。

秩父鉄道と道路管理者で羽生No.22踏切道に関する協議を数回行った結果、羽生No.22踏切道を第1種化し、他の4種踏切道(羽生No.11踏切道)の廃止を進めることとした。

【羽生No.22踏切道の概要】

踏切長19.0m 幅員2.0m 交角90度 車両全面通行禁止

交通量:軽車両0台/日 歩行者34人/日

【羽生No.11踏切道の概要】

踏切長8.0m 踏切幅員1.6m 交角65度 B規制

交通量:軽車両0台/日 歩行者4人/日

【羽生No.11踏切道の廃止について】

令和元年秋ごろから道路管理者が羽生No.11踏切道の廃止に向けて、近隣住民に文章を回覧するなど調整を進め、令和2年3月末には羽生No.11踏切道の廃止に伴う同意書が提出された。

その後、予告看板等の設置を行い、令和2年7月に羽生No.11踏切道を廃止した。

また、令和4年3月末に国の補助金を活用し、羽生No.22踏切道を1種化した。

詳細は次ページ

第4種踏切道の統廃合事例

【概要】

羽生No.22踏切道で踏切障害事故が発生したことから、羽生No.22踏切道の廃止・1種化について道路管理者と協議。

協議の結果、羽生No.22踏切道の1種化と合わせて羽生No.11踏切道の廃止を行ったもの。

【羽生No.22踏切道】
第4種 → 第1種化

【羽生No.11踏切道】
第4種 → 廃止

位置図



施行前



施行後 (1種化)



施行前



施行後 (廃止)



予告



第4種踏切道廃止事例一覧

都道府県	鉄道事業者	線名	踏切道	概要
群馬県	JR東日本	吾妻線	第一鳥頭平	平成2年に踏切障害事故が発生し、踏切廃止協議を実施してきたが、地域住民の利用実績もあり、廃止できなかった。 継続して協議を進め、当該踏切の直前横断（踏切支障）、踏切廃止後の迂回ルート距離や時間について丁寧に説明した結果、廃止に合意を得られ、 令和4年6月に踏切の廃止 を行った。
千葉県	JR東日本	久留里線	中田	平成22年から道路管理者に対し、廃止協議を実施しており、地域住民の利用実績もあり、廃止できなかった。 その後、2022年1月に久留里線で第4種踏切で自動車と列車が衝撃する事故を受けて、道路管理者、警察、地元区長と協議を実施、利用実態がないことがわかり、 令和4年7月に踏切の廃止 を行った。
茨城県	関東鉄道	常総線	井ノ上1・梶内1	平成28年から地元自治体・警察・小中学校等で踏切事故防止対策会議を開催し、住民説明会等を実施した。 その後も協議を続け、井ノ上踏切を拡幅し、梶内1踏切及び井ノ上1踏切を廃止することとした。 平成29年1月に道路管理者より住民説明を行い、住民の同意が得られたので、平成29年2月に 井ノ上踏切の拡幅 をし、 平成29年3月に梶内1踏切及び井ノ上1踏切の廃止 を行った。
茨城県	関東鉄道	常総線	北大宝8 他	平成26年に踏切傷害事故が発生したことから、市内の第4種踏切道の現状調査を行い、4種踏切の廃止について協議を進め、北大宝8踏切の格上げと小島1踏切の廃止をすることとした。 その後も継続して協議を進めたが、小島1踏切廃止については多くの住民からの反対意見があったため、他の踏切の移設・拡幅と合わせて廃止することで自治会と協議を行い、令和元年に小島1踏切の廃止について住民の同意が得られた。 結果、令和2年までに同市内で 北大宝8踏切の格上げ及び小島4踏切の移設・拡幅 を行い、 小島1踏切、峰2踏切、峰前踏切の3か所の踏切の廃止 をすることで同意が得られた。
茨城県	関東鉄道	常総線	井野台	平成28年に井野台踏切の廃止・1種化について協議文を提出し、令和2年に道路管理者と安全対策協議を行った。 その後、廃止について住民の同意が得られなかったことから、令和3年に井野台踏切を1種化することとし、関東運輸局へ令和4年度の補助金の要望を行った。 補助金要望後も協議を続け、令和4年に自治会に廃止について意見聴取を行ったところ、反対意見がなかったため、補助金の要望を取下げ、 井野台踏切を廃止 することとした。

○踏切数の推移について

上毛電気鉄道 踏切種別推移

年度	踏切種別			計(箇所)
	第1種	第3種	第4種	
H6	72	1	39	112
H16	78	1	30	109
H26	86	1	19	106
R4	93	0	11	104

平成6年から令和4年の28年間で、第3種は1箇所(1→0)第4種は28箇所(39→11)を1種化または廃止しており、全体の踏切数も8箇所(112→104)減らしている。

＜第53号踏切道の廃止事例(第52号踏切の1種化に伴う統廃合)＞

【第53号踏切道の概要】

第4種踏切道 幅員1.8m 交角90度 A規制 **交通量:自転車16台/日 歩行者12人/日**

【廃止における課題】

第53号踏切道の廃止については、地元自治会の合意が必要であった。

【課題への対応】

道路管理者と鉄道事業者の連名で、自治会長あて「第52号踏切道の保安設備設置ならびに第53号踏切道の廃止について」意見聴取する旨の文書を提出し、地元自治会と協議した。

第53号踏切道を廃止する条件として、第52号踏切道の幅員を拡幅の上、B規制を解除して自動車を通行可能とするなど自治会内部で強い意見もあったが、自治会長にも協力を得て、道路管理者とともに粘り強く協議した結果、第52号踏切道については、現行B規制のまま、幅員を1.4m→1.8mへ拡幅し第1種化することとし、あわせて第53号踏切道を廃止することで地元自治会の合意を得ることができた。

詳細は次ページ

上毛電気鉄道の取組み事例について

【概要】

当該踏切道同士は60m程度しか離れておらず、鉄道事業者及び道路管理者が地元自治会と粘り強く協議を続けた結果、地元自治会の合意が得られ、**第4種踏切道の統廃合**を行ったもの。

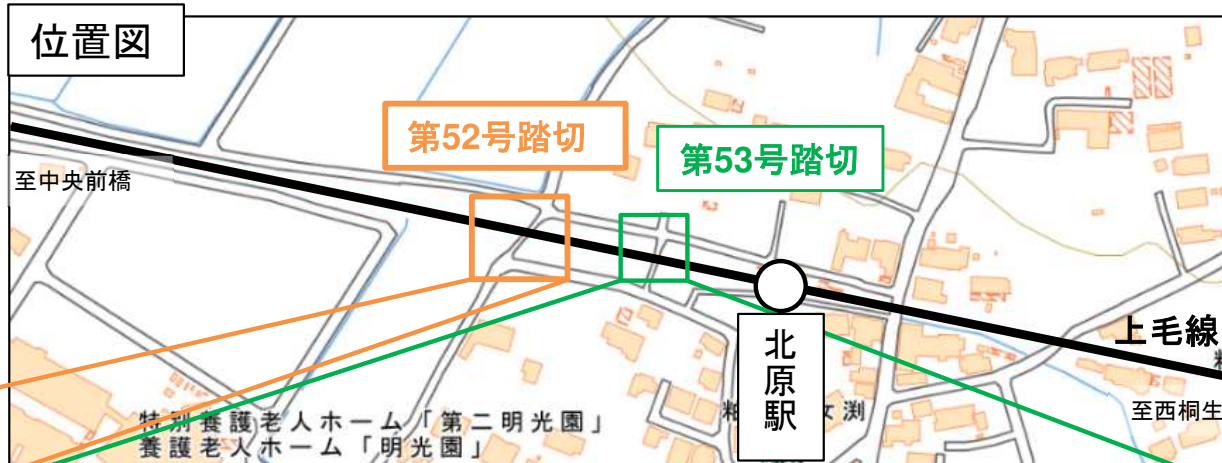
【第52号踏切道】

第4種 → 第1種化

【第53号踏切道】

第4種 → 廃止

位置図



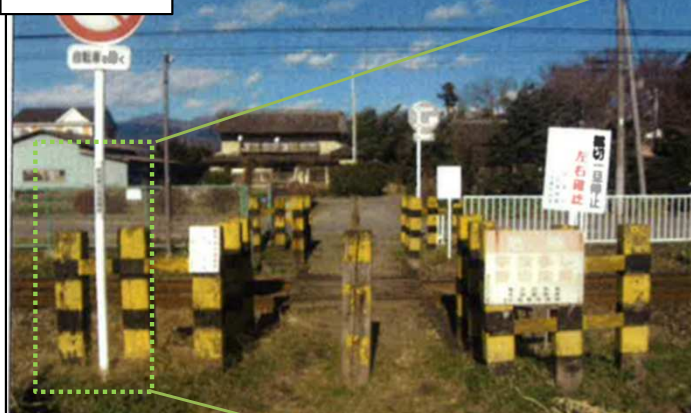
施行前



施行後 (1種化)



施行前



施行後 (廃止)



予告



よみがな	やちまたちようしかいどう	所在地	千葉県八街市八街に104-3		
踏切道名	八街銚子街道	道路名	主要地方道八街三里塚線	道路管理者名	千葉県
		鉄道路線名	総武本線	鉄道事業者名	東日本旅客鉄道



現況

- 踏切前後の歩行空間の幅員はW=0.8m~1.5m（一部縁石あり）
- 令和3年度に地元市から踏切拡幅の要望あり。踏切道の両側にカラー舗装を施工。

諸元・構造等						R3年9月末時点
踏切種別	第1種	幅員 (m)	位置	歩道部 (起点寄)	車道	歩道部 (終点寄)
踏切長(m)	7.8		左道路	1.0	5.8	1.5
横断本数(本)	1		踏切道	0.0	7.4	0.0
交差角(度)	64	迂回路	右道路	1.3	5.7	0.8
道路線形	左道路 直線 右道路 直線		種類	有無等	距離(m)	
交通規制	交通規制なし		自動車	両方共なし	-	
車両進入防護柵等	設置していない	迂回路	歩行者	迂回路なし (200m以内)	-	
歩車道分離方法	なし		バリアフリー化 状況	迂回路なし (200m以内)	-	
踏切保安設備	賢い踏切 高規格保安設備		踏切支障報知 装置(手動)	高齢者等の事故 防止対策設備	-	
特性	通学路指定状況 (学校指定)	○	通学路交通安全 プログラム		-	
	バリアフリー法に 基づく特定道路上	-	緊急輸送道路上 重要物流道路上		-	
自動車交通量 (台/日)	9,184	歩行者等交通量 (人/日)	408	鉄道交通量 (本/日)	90	

基準算定データ										R3年9月末時点
ピーク時遮断時間(分)	11	前後歩道との 幅員差(m)	-1.5	踏切内の 事故発生 状況	事故 別	件数	死者数	地域 課題	-	
A. 踏切自動車交通遮 断量(台・時)	22,960	AとBの和	23,980		踏切 事故	0	0			
B. 踏切歩行者等交通 遮断量(人・時)	1,020				道路交 通事故	0	0			

カルテ踏切の基準							R3年9月末時点
開かずの踏切	自動車 ^a トルネック踏切	歩行者 ^a トルネック踏切	歩道狭路踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切	移動等円滑化 要対策踏切	
-	-	-	○	-	-	-	

課題

- 踏切前後には歩道がなく、人家や店舗が連たんしているため、歩道の整備には多額の費用と時間を要する。